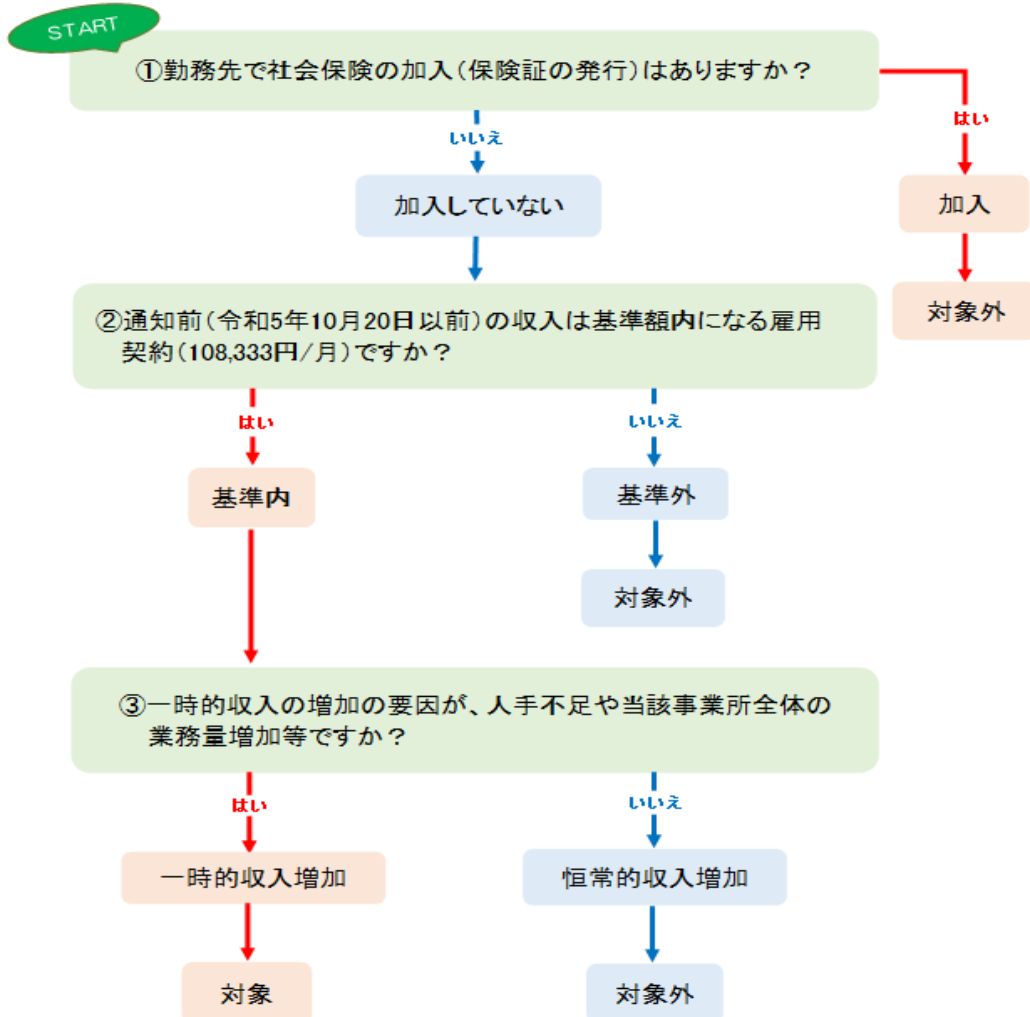


対象者チェックシート



【解説】

①勤務先で社会保険の加入（保険証の発行）はありますか？

今回の措置は、事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の一時的収入変動を考慮したもののため、事業主と雇用関係のないフリーランスや自営業者については対象外となります。

※フリーランス、自営業者の扶養認定につきましては、売上収入から全ての必要経費を控除した所得額で確認をしておりますが、厚生労働省の通知ならびに監査により直接的経費のみを控除することと指摘がございましたので、別途周知いたします。

②通知前（令和5年10月20日以前）の収入は基準額内になる雇用契約（108,333円/月）ですか？

厚生労働省の通知日以降の適用のため、令和5年10月20日以前は収入基準額を超過しないことが雇用契約書等で確認ができ、令和5年10月20日以降の一時的な収入増加が対象となります。雇用契約書等で年間収入が超過することが明らかな方は、今回の措置の対象外となります。遡及は行いません。

③一時的収入の増加の要因が、人手不足や当該事業所全体の業務量増加等ですか？

自己都合による収入増、基本給のアップや手当新設等、恒常的収入増は対象外となります。

一時的な収入の判断をするため、以下の書類をご用意ください。

【扶養増認定時】

通常の扶養増認定申請時に添付いただく書類の他、以下の書類の提出をお願いします。

○雇用契約書等の写し（収入額、労働時間等が確認できるもの）

○事業主の証明

※添付『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』をご使用ください。

【被扶養者資格調査（検認）時】

今年度の調査は終了しておりますので、来年度調査時にご案内させていただきます。

（注）提出いただいた書類のみで判断ができない場合は、追加書類の提出依頼ならびに事業主（勤務先）への確認をさせていただきますので、ご了承ください。